

地域警察官が行う事件・事故等の初動的な措置の範囲及び処理に関する基準について  
令和3年3月22日  
例規（地域）第18号  
県警察本部長

各部長・参事官・所属長 殿

地域警察官が行う事件・事故等の初動的な措置の範囲及び処理に関する基準について（平成28年例規（地域）第52号）の一部を別紙のとおり改正したので、誤りのないようにされたい。

別添

地域警察官が行う事件・事故等の初動的な措置の範囲及び処理に関する基準

1 趣旨

この基準は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第3条第2項及び千葉県警察の地域警察運営に関する訓令（平成13年本部訓令第7号）第20条の2に規定する地域警察官が行う事件・事故等の初動的な措置の範囲及び処理に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 初動的な措置の範囲及び処理に関する基準

地域警察官（署の地域警察官をいう。以下同じ。）が行う事件・事故等の初動的な措置の範囲の基準にあつては別表第1、処理の基準にあつては別表第2のとおりとする。

3 運用上の留意事項

この基準は、地域警察官が事件・事故等処理する際の一般的な事項を定めたものであり、凶悪事件、重大事故の発生等により、これにより難しい場合は、他の警察部門との緊密な連携を図った上で、署情に応じて処理すること。

なお、この基準によらず、地域警察官に事件・事故等処理させる場合は、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、全ての警察事象に即応するという地域警察の任務に間隙を生じさせないように留意すること。

以下別表省略